

復興推進計画

令和3年4月1日変更

作成主体の名称：宮城県女川町

1 復興推進計画の区域 宮城県女川町

2 復興推進計画の目標

これまで経験したことの無いような巨大地震によりもたらされた大津波、いわゆる東日本大震災により甚大な被害を受けた本町は、多くの町民の尊い生命が失われたほか、住宅や店舗、工場に加え公共施設も被災したことで、町民の日常生活は一変し、町の産業にも大きな損害が生じた。

町には現在も仮設住宅が立ち並び、店舗等も仮設であるため、町民は不自由な暮らしを余儀なくされている。

震災の影響による産業の衰退、人口流出の加速、高齢化率の上昇等により、「女川」というまちの存続も危ぶまれる状況である。

今後、震災からの復興・新たなまちづくりにおいて、まちの中心市街地では「町民や観光客が豊かな自然を享受しながら、集えるまちづくり」をコンセプトにまちの再建を進めていく方向である。

まちの中心部に公共施設、商業施設、観光施設等を集約し、幹線交通軸により地域の連携を図り、コンパクトな市街地形成を目指していく。

J R女川駅を中心に、まちの中核を担う公共施設や観光交流エリアに囲まれた範囲を“にぎわい拠点”とし、駅からの眺望を確保したシンボルとなるプロムナードの沿道には商業施設等の集積を図り、町民や観光客といった多様な人々が訪れ、集い、交流する“まちなか”として再生・整備する。

にぎわい拠点の中核となるエリアは、被災商業・サービス事業者等の本設移行のための移転先とし、経営安定や事業の持続性の強化及び産業集積による雇用創出を図るほか、女川町の基幹産業である水産業を資源とした観光を推進して賑わいを創出することにより、町民に活力があり、希望をもって、安心して暮らせるまちづくりを目的とする。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 商業施設の集積

既存の商店街がほぼ壊滅したため、まちづくりに合わせ、中心部にテナント型商店街を配置するなどして町民の日常生活を支える店舗や事業所等の商業施設を集積し、あらたな「にぎわい」を創出するほか、雇用

創出も図る。

(2) 観光関連産業の集積

女川町の特産品である海産物を販売する「地元市場ハマテラス」や、女川町の基幹産業である水産業のうち、特に養殖漁業の素晴らしさを観光客が直接体験して感じることができる「おながわ水産業体験館（あがいんステーション）」、宿泊施設等を配置し、誘客イベント等の強化により交流人口の増加を図り、まち全体の活性化につなげるとともに雇用の確保を図る。

(3) 公共施設の集約

公共施設を集約することにより、中心エリアへの来訪者の増加を図り、集いや交流を通じて、各産業への波及効果を創出する。

(4) 定住促進と町の拠点形成

防災集団移転促進事業等の都市基盤整備事業により、安全な市街地形成を図ることで被災住民の定住を促進するとともに、駅周辺に商業施設や公共施設等による新たな町の拠点を形成することで、にぎわいと活力を創出する。

(5) 公民連携手法によるまちづくりの推進

にぎわいの拠点を公民連携手法により活用し、公共空間等の整備や民間施設の立地を推進し、集いの場を広げ、商業・観光関連産業の更なる振興を図る。

4 復興産業集積区域の区域

女川町内の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する商業関連産業、観光関連産業等の集積及び振興を図る区域として、別添復興産業集積区域一覧 【資料 1－1、資料 1－2、資料 1－3】に記載する区域。

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業

- ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(a) 商業

本町の再生・復興を進めていくうえで生活関連産業は欠かせないものであり、居住者の日常生活に必要な機能を提供する商業系の産業の集積を図る。

(ア) 下記 (イ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

女川町復興産業集積区域

(イ) 上記 (ア) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業
- 08 設備工事業
- 43 道路旅客運送業
- 4521 沿海旅客海運業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 6919 その他の不動産賃貸業（貸会議室業に限る）
- 7422 測量業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 796 冠婚葬祭業
- 823 学習塾
- 824 教養・技能教授業
- 835 療術業
- 854 老人福祉・介護事業
- 855 障害者福祉事業
- 9229 その他の建物サービス業（建築物清掃業に限る）

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定による規制（同法第 33 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

(ウ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す
(イ) の業種の主要関連業種

622 銀行（中央銀行を除く）

63 協同組織金融業

67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）

(b) 観光関連産業

集積を目指す観光関連業種として、①「当該産業が観光資源となる産業」、②「観光客の活動を補助し利便性を高める産業」といった考え方により、以下に記載する業種を選定する。また、本復興推進計画は、本町における観光関連産業の集積による地域経済活性化及び雇用機会の確保を目標とするものであることから、特例措置を活用することとなる指定事業者は、設定した業種に該当することに加え、本復興推進計画の目標を達成するための取組を行う事業者とする。

(ア) 下記 (イ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積 区域

女川町復興産業集積区域

(イ) 上記 (ア) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

03 漁業（水産養殖業を除く）（漁業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うものに限る）

4531 港湾旅客海運業

4899 他に分類されない運輸に附随するサービス業（観光協会に限る）

704 自動車賃貸業

705 スポーツ・娯楽用品賃貸業

75 宿泊業

8092 マリーナ業

8219 その他の社会教育（水産業体験施設に限る）

② 集積の形成及び活性化の効果

上記施策により、以下のような効果が見込まれる。

（商業）コンパクトなまちづくりに伴う商業施設の集積を図ること

で利便性や快適性が向上し、これにより、交流人口の増加が見込まれるとともに、購買力の町外への流出が防がれる。また、産業の新規立地が促進され、新たな雇用が創出される。

(観光関連産業) 観光関連産業を集積することにより、観光資源の再生・強化が図られるとともに、観光客の利便性が向上し、交流人口の拡大に繋がる。また、これにより、賑わいと活力が創出され、雇用の機会も創出される。加えて、同エリアに集積される商業への経済効果もあるなど、相乗効果が見込まれる。

③ 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

雇用等被害地域は、津波により浸水し直接の被害が生じた地域で、**【資料 2】** で図示する。

雇用等被災地域を含む市町村は女川町

＜設定の理由＞

女川町においては、東日本大震災により、その全域にわたり強烈な揺れに襲われたほか、津波による大規模かつ広範囲の被害があった。

死者等の人的被害は、本町人口の約 1 割にも及び、また、本町の約 7 割にも及ぶ住宅被害のほか、企業、漁港などをはじめとする産業基盤や公共インフラにも壊滅的な被害が生じている。

町の産業全体においても震災の影響は大きく、廃業・休業する事業所が大幅に増加し、ピーク時には、本町における事業所数は震災前の 3 割程度に落ち込んでいる。また、従業員数についても半減しており、産業に大きな影響を及ぼしている。平成 28 年度時点においても、震災前の状況に回復しているとは、言い難い状況である。

【資料 3】

④ 特別の措置

(ア) 法第 37 条から第 40 条に基づく法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業に対する税制上の特例

(イ) 法第 43 条に基づく事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその事業主体

(ア) 企業立地奨励金

投下固定資産額等に応じて企業立地奨励金を交付する。

(実施主体：宮城県)

(イ) 企業立地促進条例

投下固定資産額等に応じて奨励金を交付する。

(実施主体：女川町)

(ウ) 企業誘致活動

新規投資を呼び込むことを目的に、首都圏や大都市で企業立地セミナーを開催する等、誘致活動を展開する。

(実施主体：宮城県及び市町村)

(エ) 被災企業再建支援

被災企業に対し、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金や中小企業施設整備復旧補助金等の助成や、中小企業等グループ設備等整備資金貸付金やみやぎ中小企業復興特別資金等の貸付などの取組を実施する。

(実施主体：国、宮城県及び女川町)

(オ) 土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業

震災による被災地域において、道路、公園、公共施設、宅地の整備を行う。(実施主体：国、宮城県及び女川町)

(カ) まちづくり会社の設立

まちづくり会社による中心市街地のにぎわいの創造と、公民連携によりまちづくりを推進する。

(実施主体：女川町、商工会、観光協会、魚市場買受人協同組合、復興まちづくり女川合同会社)

(キ) まちなか再生計画

計画に基づき、女川町中心部のまちづくりと公民連携手法によるまちなか再生を推進する。

(実施主体：女川町)

(ク) 観光振興計画

計画に基づき、震災からの観光振興を推進する。

(実施主体：女川町)

(ケ) 観光イベント復興推進事業

観光客や交流人口の増加を図る為、復興市の開催や全国各地とのタイアップ等、イベントへの参加に対する助成等を実施する他、新たな観光資源を模索しながらパンフレット等の作成も勘案し、観光振興を図る。

(実施主体：女川町、商工会、女川町観光協会、女川みらい創造株式会社)

(コ) J R 女川駅の再開

東日本大震災による津波により流失した女川駅は、まちび

らきと共に駅を再開する。

駅舎は温泉温浴施設と併設し、観光客の更なる増加を見込む。

(実施主体：女川町及び東日本旅客鉄道株式会社)

(サ) 仙台・宮城ディスティネーションキャンペーン

J R グループ、宮城県や県内各市町村、民間団体等が連携して観光キャンペーンを展開し、仙台・宮城の魅力を強く発信する。

(実施主体：J R グループ及び仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会)

(シ) 大型客船誘致

石巻港への大型客船の誘致を積極的に進め、女川町内へのツアーの実施や個人観光により、交流人口の拡大等を図る。

(実施主体：女川町、石巻港大型客船誘致協議会及び関係自治体)

(ス) 広域観光連携の推進

石巻、気仙沼・本吉地域の豊富な観光資源を広く紹介宣伝し、観光客の誘致促進を図るとともに、自然景観の保持や調和のとれた観光行政の促進及び、地域の活性化を図り、観光客の誘致を行う。

(実施主体：女川町及び関係自治体)

(セ) 広域観光連携の推進

宮城県内の広域的な連携を進め、観光情報の発信や、県内外での観光 PR イベントの実施による観光客誘致など宮城県が一体となった観光振興を推進する。

(実施主体：女川町、宮城県観光連盟及び関係自治体)

(ソ) 広域観光連携の推進

石巻市、東松島市、女川町が観光施策に係る連携を図ることにより、牡鹿半島、金華山及び奥松島エリア、並びに周辺観光圏域への観光客の来訪及び滞在を促進すると共に観光振興・特産品を宣伝し、地域の活性化を促進する。

(実施主体：女川町、一般社団法人石巻圏観光推進機構及び関係自治体)

(2) 法第2条第3項第2号ロの復興推進事業

「観光物産施設整備事業」

① 事業の効果

J R 女川駅前地区に、特産品の販売、飲食等のサービスを中心とした観光物産施設を整備する。本事業を実施することにより、J R 女川駅前地区に小売業等の集積が期待され、地域住民や観光客が当該施設を利用することが見込まれ、交流人口の増加、利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

② 雇用等被害地域

(1) ③に同じ

③ 特別の措置

(ア) 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条の規定に基づく措置）

(イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 女川町中小企業融資あっせん制度

中小企業の安定並びに振興発展に寄与する。

（実施主体：女川町）

(イ) 企業立地奨励金

投下固定資産額等に応じて企業立地奨励金を交付する。

（実施主体：宮城県）

(ウ) 企業立地促進条例

投下固定資産額等に応じて奨励金を交付する。

（実施主体：女川町）

(エ) 企業誘致活動

新規投資を呼び込むことを目的に、首都圏や大都市で企業立地セミナーを開催する等、誘致活動を展開する。

（実施主体：宮城県及び市町村）

(オ) 被災企業再建支援

被災企業に対し、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金や中小企業施設整備復旧補助金等の助成や、中小企業等グループ設備等整備資金貸付金やみやぎ中小企業復興特別資金等の貸付などの取組を実施する。

（実施主体：国、宮城県及び女川町）

(カ) 土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業

震災による被災地域において、道路、公園、公共施設、宅地の整備を行う。

（実施主体：国、宮城県及び女川町）

（キ）まちづくり会社の設立

まちづくり会社による中心市街地のにぎわいの創出と、公民連携によるまちづくりを推進する。

（実施主体：女川町、商工会、観光協会、魚市場買受人協同組合、復幸まちづくり女川合同会社）

（ク）まちなか再生計画

計画に基づき、女川町中心部のまちづくりと公民連携手法によるまちなか再生を推進する。

（実施主体：女川町）

（ケ）観光振興計画

計画に基づき、震災からの観光振興を推進する。

（実施主体：女川町）

（コ）観光イベント復興推進事業

観光客や交流人口の増加を図る為、復興市の開催や全国各地とのタイアップ等、イベントへの参加に対する助成等を実施する他、新たな観光資源を模索しながらパンフレット等の作成も勘案し、観光振興を図る。

（実施主体：女川町、商工会、女川町観光協会、女川みらい創造株式会社）

（サ）ＪＲ女川駅の再開

東日本大震災による津波により流失した女川駅は、まちびらきと共に駅を再開する。駅舎は温泉温浴施設と併設し、観光客の更なる増加を見込む。

（実施主体：女川町及び東日本旅客鉄道株式会社）

（シ）大型客船誘致

石巻港への大型客船の誘致を積極的に進め、女川町内へのツアーの実施や個人観光により、交流人口の拡大等を図る。

（実施主体：女川町、石巻港大型客船誘致協議会及び関係自治体）

（ス）広域観光連携の推進

石巻、気仙沼・本吉地域の豊富な観光資源を広く紹介宣伝し、観光客の誘致促進を図るとともに、自然景観の保持や調和のとれた観光行政の促進及び、地域の活性化を図り、観光客の誘致を行う。

(実施主体：女川町及び関係自治体)

(セ) 広域観光連携の推進

宮城県内の広域的な連携を進め、観光情報の発信や、県内外での観光 PR イベントの実施による観光客誘致など宮城県が一体となった観光振興を推進する。

(実施主体：女川町、宮城県観光連盟及び関係自治体)

(ソ) 広域観光連携の推進

石巻市、東松島市、女川町が観光施策に係る連携を図ることにより、牡鹿半島、金華山及び奥松島エリア、並びに周辺観光圏域への観光客の来訪及び滞在を促進すると共に観光振興・特産品を宣伝し、地域の活性化を促進する。

(実施主体：女川町、一般社団法人石巻圏観光推進機構及び関係自治体)

6 復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである説明

本計画に定められた復興推進事業の実施により、本町の産業等の集積の形成及び活性化が図られる。

これにより、被害地域及び被災者の雇用の創出が図られることに加え、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

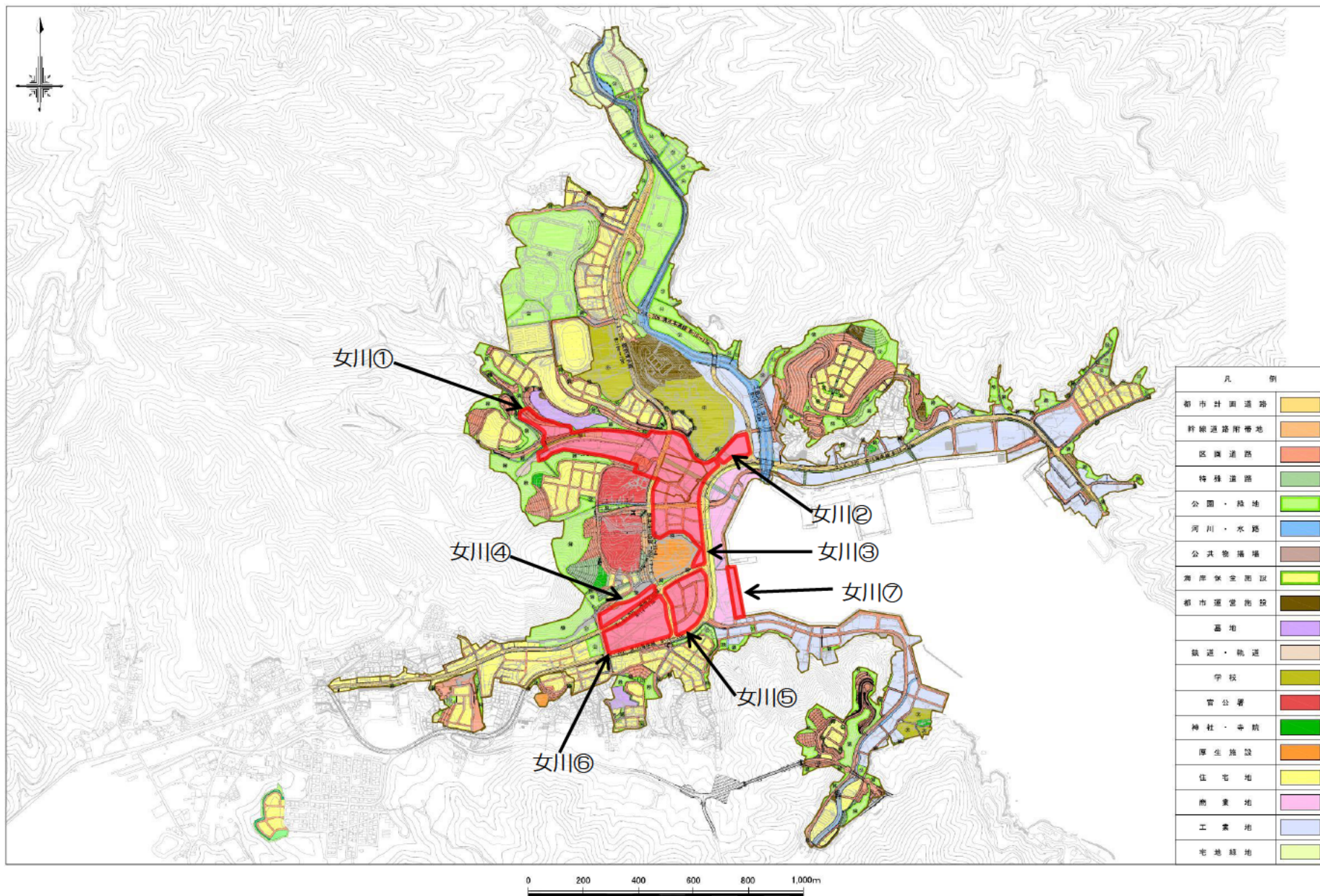
7 その他

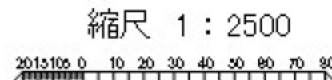
本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、本計画内容に対する意見はなかった。

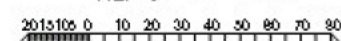
本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、本計画内容に対する意見はなかった。(令和3年4月1日申請時)

女川産業集積区域図

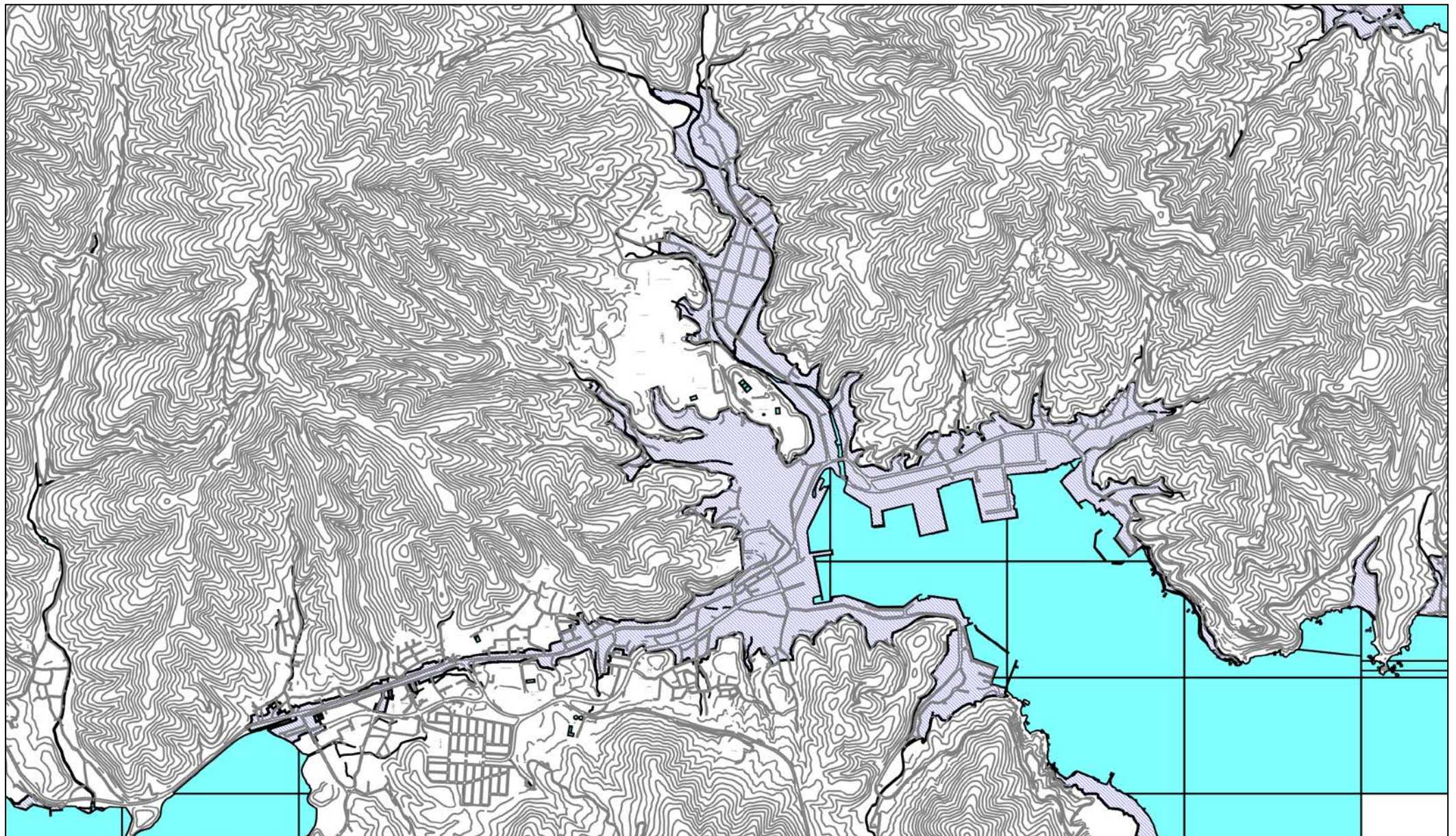
資料1-1







市町村 コード	市町村名	区域 番号	所在地番
5811	女川町	女川 ①	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山 107-6～8、119 女川一丁目 28 の一部、34 の一部 女川二丁目 1-1～4、2-1、2-2 の一部、3-1～5、4、5-1～13、6-1～3、7-1～6、8-1～5、9、10-1～17、11-1～9、12-1～5、13-1～10、14-1～9、15-1～3、16-1～8、17～19、22 の一部、23～25、27、28 の一部、29 の一部、30 の一部、36～43、44 の一部、45～48、50～53、60、60-1～7、62、63、64-1、64-2、65-1、65-2、66～76 大原 23-1～3、24、39 の一部、49、52 の一部、78 の一部、90、104 の一部、107、108 の一部、109、110
5811	女川町	女川 ②	女川二丁目 20-1～8
5811	女川町	女川 ③	鷲神浜字堀切山 107-9～14
5811	女川町	女川 ④	鷲神浜字堀切山 108-1～10
5811	女川町	女川 ⑤	黄金 1-1～6、14 の一部、15～18、2-1～18、3-1～12、4、5-1～12、6-1～7
5811	女川町	女川 ⑥	黄金 7-1～3
5811	女川町	女川 ⑦	海岸通り 7-1～4、18 の一部、41 の一部



縮尺 1 : 22000

津波浸水区域

資料3

(単位: 件／人)

産業別事業所数・従業員の推移

区分		総	農	鉱	建	製	熱電	情	運	卸	金	不	飲食店・	医	教育・学	複	サ	公
年		数	林	業	設	造	気	報	輸	売	融	動	・	療	習	合	ー	務
			水				給・	通	業	・	・	産	宿	・	支	サ	ビ	
			産				ガ	信		小	保	業	泊	福	援	ー	ス	
			業				ス	業		売	険		業	祉	業	オ	業	務
							道	ア		業	業		イ	ウ	工			
13	事業所	780	3	2	75	86	8		25	311	8	3					245	14
	従業員	5,924	42	16	776	1,518	325		352	1,135	199	7					1,294	260
16	事業所	660	3	2	72	77	3	0	23	210	6	7	127	16	12	6	96	...
	従業員	4,859	53	14	816	1,430	374	0	311	777	91	15	428	85	30	45	390	...
18	事業所	676	4	2	72	74	7	0	23	202	6	8	116	23	23	6	97	13
	従業員	5,349	53	14	779	1,299	394	0	294	845	80	16	393	288	191	94	428	181
21	事業所	656	5	1	69	75	7	1	23	189	6	11	112	22	25	5	94	11
	従業員	5,737	118	12	505	1,451	470	32	239	812	77	40	410	341	197	73	806	154
24	事業所	191	1	1	40	27	3	1	5	34	4	1	15	7	1	1	29	-
	従業員	2,637	10	13	563	523	452	38	69	222	29	7	114	211	3	8	375	-
26	事業所	248	3	1	54	34	4	1	6	50	4	2	24	9	2	1	30	23
	従業員	3,485	29	13	653	653	493	41	55	341	26	10	158	303	4	8	343	355
28	事業所	346	8	1	62	45	2	1	12	87	3	4	52	11	3	1	54	-
	従業員	3,774	111	12	714	687	502	32	131	479	23	23	303	316	6	8	427	-

町: 事業所統計調査
経済センサス

※ 平成13年・平成18年は10月1日現在
平成16年は6月1日現在
平成16年のア～オは、産業分類見直しによる新規分類
平成21年は7月1日現在
平成24年は2月1日現在
・事業所数は、事業内容等が不詳の事業所を含む。
平成26年は7月1日現在
平成28年は6月1日現在